

総務省における環境配慮の方針の点検結果について

令和7年3月

総務省では、「総務省環境配慮の方針（平成15年3月27日）」において、環境問題に係る施策を総合的かつ計画的に展開していくこととしています。

この度、令和5年度に講じた施策について進捗状況の点検を行うとともに、課題及び今後の方向性についてとりまとめました。本方針に基づき、引き続き環境問題への取組を推進していきます。

※ 本公表は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」（平成16年法律第77号）第6条に基づく公表となります。

1 情報通信を活用した環境負荷の削減等

環境基本計画は、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現することが重要であるとしています。そこで、総務省は、情報通信技術を利用することにより、高度道路交通システムの推進、テレワーク等の交通代替手段の研究を推進し、環境負荷の削減を図るとともに、環境に関する計測技術やモニタリング手法等の新技術の開発を行っていきます。

施策の概要	<p>【テレワークの推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ テレワーク（ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方）の普及を通じて、通勤や現場間移動の削減による環境負荷の軽減を推進する。 <p>【高度道路交通システム（ITS）の推進】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 環境負荷の低減をはじめ道路交通問題の解決に資する高度道路交通システム（ITS）を推進する。 <p>【環境に関する新技術の開発】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 大気環境負荷物質等を観測するためのリモートセンシング技術の開発及び得られたデータを利用した降水・雲・大気環境物質等に関する物理量を推定するデータ高度化技術等の研究開発を推進する。さらにこれらのデータを利用した災害予報システムなどを開発する。
-------	---

実施状況	<p>【テレワークの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 11月の「テレワーク月間」において、テレワークの普及推進に係るイベントを実施し、テレワークを日常の働き方として更に定着できるよう周知啓発を行った。 ○ テレワークの更なる活用に向けた取組として、幹部職員が作成する「働き方宣言」において、テレワークの推進に関する事項を盛り込むことや、省幹部職員から部下職員へのメッセージ発信等を行った。 ○ 各地域の商工会議所等と連携したテレワーク地域相談窓口の設置や、テレワークの導入等を検討する企業・団体等に対する専門家（テレワークマネージャー）による無料コンサルティングの実施等により、各地域におけるテレワークの導入支援を行った。これらの支援は、令和4年度からは厚生労働省の労務系のテレワーク相談事業と一体的に運用し、「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として実施している。 <p>【高度道路交通システム（ITS）の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 5.9GHz帯への次世代V2Xシステムの導入に向けて、令和5年2月から「自動運転時代の“次世代のITS通信”研究会」を開催し、令和5年8月の第一期中間取りまとめにおいて「国際的な周波数調和や既存無線局との干渉などを勘案し、5,895MHz-5,925MHzの最大30MHz幅を目途にV2X通信向けの割当を検討する」旨を取りまとめた。 <p>【環境に関する新技術の開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）において、JAXAと共同開発しているEarthCARE衛星搭載雲プロファイリングレーダの地上検証に使用する雲レーダの整備やアルゴリズム改良、地上校正実験の準備等を進めている。日米共同ミッションである全球降水観測計画主衛星搭載二周波降水レーダ（GPM/DPR）については、DPRを搭載したGPM主衛星が平成26年2月に打ち上げられ、平成29年5月にミッション運用期間を終了、後期運用へ移行し運用観測を継続し、データ公開も継続。また、地球環境計測のためのテラヘルツセンサに関する研究開発を実施するとともに、健康被害などに影響する大気中の「キレイ度（Clean Air Index : CAI）」を国民に分かりやすく発信するための研究開発を推進。グローバルに統一された指標を用いた大気環境負荷物質の評価システムの研究開発を推進すると共に、スマホ等の小型IoTセンサによる簡易型エアロゾル観測アルゴリズムを開発し、アウトリーチに向けたデモソフトウェアを製作した。さらに、大気環境観測衛星の大容量データ処理に係る研究開発を実施した。
------	---

【テレワークの推進】

- 業務の特性を踏まえ、原則としてテレワークにおいて完結できるように業務プロセスやコミュニケーション方法等を見直す。
- 中小企業の導入率の向上やテレワークの定着に向けて、地域でのテレワークサポート体制の整備やテレワークマネージャーによる導入相談、セミナーや相談会の開催、テレワーク取組事例の収集等を行う。

【高度道路交通システム（ITS）の推進】

- 5.9GHz 帯への次世代 V2X システムの導入に向けて、引き続き「自動運転時代の“次世代の ITS 通信”研究会」における検討等を踏まえ、必要となる技術的検討を実施する。

【環境に関する新技術の開発】

- GPM 計画や EarthCARE 計画における研究開発を引き続き実施し、降水や雲の高精度推定アルゴリズムの開発等を行うと共に、雲・降水観測の継続的な観測のための後継ミッションの検討を行う。また、気候変動等のモデル化・シミュレーションによる予測技術高度化のために必須な他のパラメータ（風速・風向、温暖化・大気汚染物質等）についての衛星リモートセンシング技術の研究開発を進める。気候変動把握や激甚災害予測に有用なテラヘルツセンサについて検討する。環境衛星 DB 利活用研究を推進するとともに、簡易型エアロゾル観測アルゴリズムによる大気観測を実施する。大気環境衛星の後継ミッションについて検討を行う。

2 情報通信の活用に伴う環境負荷の抑制

情報通信技術の革新は、環境負荷の削減に寄与する反面、情報化の進展により節減された時間や所得が振り向けられる経済活動のあり方や、情報化を支える情報通信インフラや情報機器の利用などによって、二酸化炭素排出量の増加等、新たな環境負荷が発生する可能性もあると考えます。

総務省は、こうした状況に鑑み、「情報通信を活用した地球環境問題への対応」（平成10年5月 電気通信審議会答申）及び「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月 地球温暖化対策推進本部決定）に基づき、情報通信審議会において、省エネルギー・二酸化炭素排出削減のための情報通信業界団体の自主行動計画のフォローアップを行ってきました。

また、情報通信インフラ・機器の省エネルギー化等にも資する研究開発等の取組も行っています。

<p>施策の概要</p>	<p>【低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）に基づき、温室効果ガスの排出量削減のための通信・放送関係団体の取組状況のフォローアップを実施する。 <p>【Beyond 5Gの実現に向けた研究開発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 超低消費電力の実現にも資するオール光ネットワーク等の次世代情報通信ネットワーク Beyond 5Gの実現に向けた研究開発を推進。
<p>実施状況</p>	<p>【低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガスの排出量削減に係る令和3年度の取組状況について、低炭素実行計画の着実な実施と評価・検証を行うべく、7業界団体（※）に対するフォローアップを実施した。 <p style="margin-left: 20px;">※（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）日本民間放送連盟、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、（一社）衛星放送協会、日本放送協会、（一社）日本インターネットプロバイダー協会</p> <p>【Beyond 5Gの実現に向けた研究開発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）に基金を設置し、オール光ネットワーク等の技術に係る研究開発を実施。
<p>課題及び今後の方向性</p>	<p>【低炭素社会実行計画の着実な実施と評価・検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、各団体の取組状況のフォローアップを実施する。 <p>【Beyond 5Gの実現に向けた研究開発の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ NICTに設置した基金を活用し、引き続き研究開発を実施予定。

3 消防防災分野における環境問題への対応

総務省は、消防防災分野における環境問題への対応として、環境負荷の削減等に加え、各種の環境対策の推進に伴って必要となる安全の確保対策を進めています。具体的には、消火器・防災物品等のリサイクルの推進、ハロン消火剤等の抑制対策の推進、地下に埋設される危険物施設(タンク)の安全対策の推進を行うとともに、廃棄物処理施設における火災予防や消火技術等の研究などを行います。

<p>施策の概要</p>	<p>【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の少ない循環型経済社会の構築のため、消火器・防災物品のリサイクル技術の活用を推進する。 <p>【ハロン消火剤の抑制対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、国際会議等の動向を踏まえつつ、ハロン消火剤及びハロン代替消火剤の使用抑制、有効な回収・再利用、適正な設置・維持を図る。
<p>実施状況</p>	<p>【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 15 年 11 月から認定されているエコマーク消火器の普及、グリーン調達制度及び広域認定制度について、関係団体と協力して活用を進めており、廃消火器の回収率の向上 (H17 : 48% → R5 : 88.2%) が図られている。 ○ 防災物品について、リサイクルシステムの構築や事業化計画、リサイクル技術等の検討を実施した。 <p>【ハロン消火剤の抑制対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ハロン消火剤について適切な運用と管理を図ることに加え、ハロン代替消火剤等の適正な設置・維持について検討を行うとともに、これらの使用抑制に係る国際動向の把握等を行った。
<p>課題及び今後の方向性</p>	<p>【消火器・防災物品等のリサイクルの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、関係団体と調整を図りながら、消火器・防災物品のリサイクルを進める。 <p>【ハロン消火剤の抑制対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、ハロン消火剤について適切な運用と管理を図ることに加え、ハロン代替消火剤等の適正な設置・維持について検討を行うとともに、これらの使用抑制に係る国際動向の把握等を実施する。

4 環境負荷の削減に配慮した地方行政の推進

環境基本計画では、国は、同計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じることとされております。総務省は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるように努めていきます。

<p>施策の概要</p>	<p>【地方財政措置の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境保全に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。 <p>【自動車税・軽自動車税環境性能割、自動車税・軽自動車税種別割のグリーン化特例等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 環境負荷の小さい自動車の一層の普及を図るため、自動車税・軽自動車税環境性能割及び自動車税・軽自動車税種別割のグリーン化特例を実施。
<p>実施状況</p>	<p>【地方財政措置の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体が実施する地域の実情に応じた環境保全対策、分別収集に関する事務、廃棄物減量化などに要する費用について、所要の地方財政措置を講じた。 <p>【自動車税・軽自動車税環境性能割、自動車税・軽自動車税種別割のグリーン化特例等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自動車税・軽自動車税環境性能割の制度設計を通じて、より燃費性能の優れた自動車の普及を促進。 ○ 自動車税種別割におけるグリーン化特例 特定期間に新車新規登録を受けた自家用乗用車等に係るグリーン化特例（軽課）を実施。 新車新規登録から一定年数を経過した自動車に対して、標準税率の概ね 15%重課する措置を実施。 ○ 軽自動車税種別割におけるグリーン化特例（軽課）、経年車重課 特定期間に最初の新規検査を受けた自家用乗用車等に係るグリーン化特例（軽課）、経年車重課を実施。

【地方財政措置の実施】

- 引き続き、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的積極的に実施する環境保全に関する施策のための費用について、所要の地方財政措置を講じる。

【自動車税・軽自動車税環境性能割、自動車税・軽自動車税種別割のグリーン化特例等】

- 与党の税制改正大綱において、「自動車関係諸税の見直しについては、日本の自動車戦略やインフラ整備の長期展望を踏まえるとともに、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現に積極的に貢献するものでなければならない。その上で、自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時までには検討を進める。また、自動車税については、電気自動車等の普及等のカーボンニュートラルに向けた動きを考慮し、税負担の公平性を早期に確保するため、その課税趣旨を適切に踏まえた課税のあり方について、イノベーションへの影響等の多面的な観点も含め、関係者の意見を聴取しつつ検討する。」こととされている。

5 通常の経済活動の主体としての活動における環境配慮

総務省は、通常の経済活動の主体として行う行動についても、環境配慮を適切に織り込んでいくことによって、環境への負荷を更に低減していきます。

既に、平成 10 年 10 月に地球温暖化の推進に関する法律、平成 12 年 5 月にはグリーン購入法が制定され、経済主体としての国の活動に環境配慮を織り込んでいく取組が進められているところですが、総務省としても、グリーン購入法の適切な実施を推進するため、環境物品等の調達を推進を図るための方針を定め、環境に配慮した物品調達に努めるとともに、地球温暖化対策推進法に基づく政府の実行計画の推進・点検体制を定めることにより、本計画の適切な実施に努めていきます。

施策の概要	<p>【総務省における物品等の調達】</p> <p>○ 「国等の環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 12 年法律第 100 号）の適切な実施を推進するため、毎年度、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（調達方針）を策定・公表し、環境に配慮した物品等の調達を実施する。</p>
-------	---

実施状況

【総務省における物品等の調達】

- 令和5年度における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」（調達方針）を令和5年3月24日に策定・公表し、調達方針に基づき、環境に配慮した物品等の調達に努めたところ。
- 調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を調達目標としていたところであるが、一部の品目においては機能・性能上の必要性から判断の基準を満足しない製品を調達せざるを得なかった。

【地球温暖化対策】

- 2013年度を基準として、総務省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減することを目標として、太陽光発電の導入、電動車の導入等の措置を実施した。なお、2022年度における政府実行計画の実施状況は以下のとおり。

項目	2030年度目標		2022年度
温室効果ガス総排出量 (調整後排出係数)	2013年度(13,310 t-CO2)比で 50%削減		6,290t-CO2
			52.7%減 (2013年度比)
公用車に占める電動車の割合※1	ストックを全て電動車		61.5%
新規導入・更新における電動車の割合			93.3%
再生可能エネルギー電力の調達割合 (自家消費の再生可能エネルギーを除く)	調達する電力の60%以上		17.3%
LED照明の導入割合※2	ストックで100%		44.4%
太陽光発電の導入	設置可能な建築物・敷地の50%以上	設置済の建築物数・敷地数 (2022年度までの累計実績)	4件
		設置可能な建築物・敷地に対する導入割合※3	(注)
新築建築物のZEB化	新築時： 原則 ZEB Oriented 相当 以上 2030年度： 新築の平均で ZEB Ready 相当	『ZEB』相当	0件
		Nearly ZEB 相当	0件
		ZEB Ready 相当	0件
		ZEB Oriented 相当	0件
		ZEB Oriented 相当未満	0件
		ZEB 対象外	0件

課題及び今後の方向性	<p>【総務省における物品等の調達】</p> <p>○ 令和5年度の調達については、調達方針に定めた目標の達成率を満たしていない品目もあったため、環境負荷の低減を図るというグリーン購入法の趣旨に鑑み、環境物品等の調達の推進に努めていくこととする。</p> <p>【地球温暖化対策】</p> <p>○ 2030年度までの期間を対象とする「総務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（令和4年6月24日総務省における政府の実行計画推進体制決定）に掲げられたものと同様以上の取組を推進する。</p>
------------	---

※1 公用車に占める電動車の割合

2013～2017年度値：「代替不可能な台数」を把握していないため、公用車全台数に対する電動車台数の割合を算出

2018～2020年度値：「次世代自動車に代替不可能な台数」を公用車全台数から差し引いて、電動車台数の割合を算出

2021年度値以降：「電動車に代替不可能な台数」を公用車全台数から差し引いて、電動車台数の割合を算出

※2 2021年以前はLED化が困難な理由がある場合を含む割合、2022年以降はLED化が困難な理由がある場合を除く割合

※3 A、B判定となった建築物数・敷地数＋太陽光発電を設置済みでC+、C-判定の建築物数・敷地数

（注）総務省では件数、設備容量での導入ポテンシャルの50%への導入は達成済みであり、導入ポテンシャル全体である件数6件、設備容量118kWを目標とした。導入割合は目標の考え方が異なるため対象外。